

## プライバシー・肖像権についてのお願い

ネットワークカメラ・マイクの設置や利用に際しては、録画・録音される個人（以下「対象者」）のプライバシー（※1）、肖像権（※2）および個人情報（※3）などの保護のために、以下のような対応が必要になりますので、お客様の責任でご対応ください。

1. ネットワークカメラ・マイクを用いて、セキュリティ以外の目的で個人の映像・音声を録画・録音する際には原則として対象者の同意の取得（もしくはそれと同等とみなされる告知文の掲示などによる対応）が必要です。
2. ネットワークカメラ・マイクにより記録したデータに個人情報（個人の特定が可能な映像・音声を含む）が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律およびその関連法令ならびに関連する各種ガイドラインなどに従い適切な管理（漏えいの防止や、必要期間経過後の消去など）を行う必要があります。

※1 プライバシーは、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利、もしくは自己に関する情報をコントロールする権利」と一般的に言われています。

※2 肖像権は、「みだりに他人から自らの容貌・姿態を撮影されたり、公開されない権利」と一般的に言われています。

※3 個人情報は、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と個人情報の保護に関する法律において定義されています。